破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８４３号
大阪府守口市金田町３丁目１番３号
破産者　岩坪　竜二
1　破産債権の届出期間　平成28年12月26日まで
2　一般調査期日　平成29年１月26日午後２時
平成28年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４６号
神戸市北区花山東町３番25―1008号
破産者　大榮　太一
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年２月14日午前10時
平成28年11月29日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９号
和歌山県紀の川市名手市場1296番地１、前住所和歌山県紀の川市粉河470番地８
破産者　福島　　学
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年２月９日午前10時20分
平成28年11月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０３号
京都市左京区岩倉長谷町1562番地　ルミエール539　101号、前住所京都市左京区大原上野町252番地の１
破産者　辻石　一之
1　破産債権の届出期間　平成29年１月11日まで
2　一般調査期日　平成29年２月15日午前10時
平成28年11月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
京都府向日市物集女町中海道６番地の１　ＩＴパレス21　302号、破産手続開始決定時の住所京都市西京区松尾鈴川町71番地15
破産者　ミニストップ向日寺戸町店こと　櫻井　光男
1　破産債権の届出期間　平成29年１月11日まで
2　一般調査期日　平成29年３月８日午前10時
平成28年11月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県草加市金明町879番地１
破産者　小林　法將
1　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
2　一般調査期日　平成29年２月24日午前10時30分
平成28年11月30日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１７７号
大阪市浪速区元町１丁目13番７号
破産者　イズミ電子株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年１月31日まで
2　一般調査期日　平成29年３月14日午後２時
平成28年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１４４１号
大阪府高槻市柱本６丁目９番５号
破産者　曽根田きぬ子
1　期日　平成29年１月25日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第５９号
山口県周南市周陽２丁目１番３―208号、開始決定時の住所山口県周南市大字安田666番地の１
破産者　池上　悟志
異議申述期間　平成29年１月17日まで
平成28年11月29日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１０号
静岡県焼津市小屋敷466番地
清算株式会社　大井川商会株式会社
代表清算人　山中　宏昭
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０４９号
東京都江東区佐賀１丁目11番11号
清算株式会社　伊豆ゴルフ開発株式会社
代表清算人　有木　賢操
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。但し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に協定債権者から振込口座の指定がない場合には、清算株式会社の本店の所在地で支払う。
2　端数の切り捨て
割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
3　利息及び遅延損害金の免除
協定債権のうち、利息及び遅延損害金については全て免除を受ける。
4　協定債権の弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後２ヶ月以内に、前記３により免除された利息及び遅延損害金を除く協定債権の２％相当額を支払う。
5　残余債権の放棄
協定債権者は、前記４の弁済金を受領したときは、残余の協定債権を放棄する。
6　有木賢操及び株式会社悠々の協定債権放棄
有木賢操及び株式会社悠々は、本協定認可決定確定を条件として、各自、協定債権を全て放棄する。
7　有木賢操による資金供与
有木賢操は、本協定認可決定確定を条件として、協定債権者に対する弁済財源にするため、清算株式会社に対して、前記４の弁済を賄うことができる金額（4200万円程度）の資金供与を行う。
8　新たな財産が発見された場合の措置
前記４の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者（有木賢操及び株式会社悠々を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前記５により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定

平成２８年（再）第１号
佐賀市新栄東３丁目４番20―401号　グレースラルジュ新栄
再生債務者　相良　　豊
1　決議に付する再生計画案　平成28年10月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成29年１月20日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成29年１月６日まで
平成28年11月25日　　佐賀地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号（登記簿上の本店所在地　大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号）
再生債務者　株式会社大平製作所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号（登記簿上の本店所在地　大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号）
再生債務者　宏昌精機株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第７７号
埼玉県三郷市戸ケ崎3168番地９　エスメラルダ101
再生債務者　小島由紀子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係